

指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション運営規程

《事業の目的》

第一条 原宿リハビリテーション病院が開設する指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、サービスを提供することを目的とする。

《運営の方針》

第二条 (1) 事業所の理学療法士等は、利用者の要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。

(2) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：原宿リハビリテーション病院
(2) 所在地：東京都渋谷区神宮前 6-26-1
(3) 訓練室：2 階リハビリテーション室

《従業員の種類、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (院長) : 1 名
(2) 勤務医 (医師) : 2 名

診察や運動機能検査等を行い、その結果を基に指定介護予防通所リハビリテーション計画やケアマネ用の計画に指導・助言あるいは必要な指示を行うものとする。

- (3) 理学療法士等 理学療法士：2名（常勤職員）（通所リハビリテーション提供時間内専従勤務）
作業療法士：2名（常勤職員）
リハビリ助手：1名（常勤職員）

基本的動作能力の回復等を目的とする理学療法や応用的動作能力、社会的適応能力の回復等を目的とした作業療法等の治療法、言語聴覚機能に障害を持つ患者に対して行う言語聴覚機能療法等の治療法により構成し、いずれも実用的な日常生活における諸活動の実現を目的として行うものとする。

《指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員》

第五条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1 単位目：15 名

《營業日及び営業時間》

第六条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
但し、土・日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日）については、休日とする。
- (2) 営業時間：8時30分から17時00分までとする。
- (3) 定員：15名
1日2回提供（午前1回、午後1回 計2回）

《指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション事業の内容》

第七条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 生活環境への適応
- (3) 廃用症候群の予防
- (4) 基本動作能力の維持・回復
- (5) 日常生活活動の維持・回復
- (6) 対人・社会交流の維持・拡大
- (7) 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- (8) 日常生活の自立に向けての指導
- (9) 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション事業の利用料等》

第八条 介護保険における指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証記載の額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。介護保険各法における指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護予防通所リハビリテーション費）によるものとし、利用者負担額は、その1割（一定以上所得者の場合、その2割又は3割）の額とする。

(1) 基本利用料

- ・要支援被保険者

介護予防通所リハビリテーション費 及び 加算分 介護保険被保険者証記載のとおり。

- ・要介護被保険者

通所リハビリテーション費 及び 加算分 介護保険被保険者証記載のとおり

(2) その他料金（税別）

- ・患者本人に対する開示・閲覧費用は下記の通りとする。

1. 閲覧費用……………3,300 円（閲覧は最長 2 時間まで）
2. 診療録等の謄写……………1 枚につき 55 円
3. 画像の謄写……………記録媒体 1 枚につき 1,100 円
4. 開示申請に係る手数料 開示申請 1 件につき 330 円

- ・患者本人以外に対する開示・閲覧費用は下記の通りとする。

1. 「開示申請の手数料」に含むものとする……………3,300 円（閲覧は最長 2 時間まで）
2. 診療録等の謄写……………1 枚につき 55 円
3. 画像の謄写……………記録媒体 1 枚につき 1,100 円
4. 開示申請に係る手数料 開示申請 1 件につき 3,300 円

- ・日常生活上必要な物品は実費負担とする。

《通常の事業の実施地域》

第九条 通常の事業の実施地域は、

【渋谷区】

上原 1～3 丁目、鶯谷町、宇田川町、恵比寿 1～4 丁目、恵比寿西 1～2 丁目、恵比寿南 1～3 丁目、大山町、神山町、桜丘町、猿楽町、笹塚 1～3 丁目、渋谷 1～4 丁目、松濤 1～2 丁目、神宮前 1～6 丁目、神泉町、神南 1～2 丁目、千駄ヶ谷 1～6 丁目、代官山町、富ヶ谷 1～2 丁目、道玄坂 1～2 丁目、南平台町、西原 1 丁目、幡ヶ谷 1～3 丁目、鉢山町、初台 1～2 丁目、広尾 1～5 丁目、東 1～4 丁目、本町 1～6 丁目、円山町、元代々木町、代々木 1～5 丁目、代々木神園町

【新宿区】

愛住町、赤城下町、赤城本町、揚場町、荒木町、市谷加賀町 1～2 丁目、市ヶ谷甲良町、市ヶ谷砂土原町 1～3 丁目、市谷左内町、市谷台町、市ヶ谷鷹匠町、市谷田町 1～3 丁目、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷八幡町、市谷船河原町、市谷本村町、市谷薬王寺町、市ヶ谷山伏町、市谷柳町、岩戸町、榎木町、大久保 1～3 丁目、改代町、片町、神楽坂 1～6 丁目、歌舞伎町 1～2 丁目、上落合 1～3 丁目、河田町、霞ヶ丘町、喜久井町、北新宿 1～4 丁目、北町、北山伏町、細工町、坂町、左門町、三栄町、信濃町、下落合 1～4 丁目、下宮比町、新小川町、新宿 1～7 丁目、水道町、須賀町、住吉町、大京町、高田馬場 1～4 丁目、笹塚町、筑土八幡町、築地町、津久戸町、天神町、富久町、戸塚町、戸山 1～3 丁目、内藤町、中井 1～2 丁目、中落合 1～4 丁目、中里町、中町、納戸町、西落合 1～4 丁目、五軒町、西新宿 1～8 丁目、西早稲田 1～3 丁目、二十騎町、白銀町、馬場下町、原町 1～3 丁目、弘方町、東榎町、東五軒町、百人町 1～4 丁目、袋町、舟町、弁天町、本塩町、南榎町、南町、南元町、南山伏町、山吹町、矢来町、横寺町、余丁町、四谷 1～4 丁目、四谷坂町、四谷見栄町、若葉 1～3 丁目、若松町、若宮町、早稲田町、早稲田鶴巻町、早稲田南町

【港区】

赤坂 1～9 丁目、麻布十番 1～4 丁目、麻布台 1～3 丁目、麻布狸穴町、麻布永坂町、北青山 1～3 丁目、白金 1～6 丁目、白金台 1～5 丁目、虎の門 1～5 丁目、西麻布 1～4 丁目、東麻布 1～3 丁目、三田 1～5 丁目、南青山 1～7 丁目、南麻布 1～5 丁目、元赤坂 1～2 丁目、六本木 1～7 丁目

【杉並区】

永福 1～4 丁目、和泉 1～4 丁目、梅里 1～2 丁目、大宮 1～2 丁目、高円寺南 1～5 丁目、下高井戸 1～5 丁目、浜田山 1～4 丁目、堀ノ内 1～3 丁目、方南 1～2 丁目、松ノ木 1～3 丁目、和田 1～3 丁目

【中野区】

上高田 1～5 丁目、中央 1 丁目～5 丁目、中野 1～6 丁目、東中野 1～5 丁目、本町 1～6 丁目、南台 1～5 丁目、弥生町 1～6 丁目

【目黒区】

青葉台 1～4 丁目、大橋 1～2 丁目、大岡山 1～2 丁目、柿の木坂 1～3 丁目、上目黒 1～5 丁目、駒場 1～4 丁目、五本木 1～3 丁目、下目黒 1～6 丁目、自由が丘 1～3 丁目、洗足 1～2 丁目、平町 1～2 丁目、鷹番 1～3 丁目、中央町 1～2 丁目、中根 1～2 丁目、中町 1～2 丁目、中目黒 1～5 丁目、原町 1～2 丁目、東ヶ丘 1～2 丁目、東山 1～3 丁目、碑文谷 1～6 丁目、三田 1～2 丁目、緑が丘 1～3 丁目、南 1～3 丁目、目黒 1～4 丁目、目黒本町 1～6 丁目、八雲 1～5 丁目、祐天寺 1～2 丁目

【世田谷区】

赤堤 1～5 丁目、池尻 1～4 丁目、梅丘 1～3 丁目、大原 1～2 丁目、上馬 1～5 丁目、上北沢 1～5 丁目、上用賀 1～6 丁目、北沢 1～5 丁目、経堂 1～5 丁目、豪徳寺 1～2 丁目、駒沢 1～2 丁目、桜 1～3 丁目、桜丘 1～5 丁目、桜上水 1～5 丁目、桜新町 1～2 丁目、三軒茶屋 1～2 丁目、下馬 1～6 丁目、新町 1～3 丁目、世田谷 1～4 丁目、太子堂 1～5 丁目、代沢 1～5 丁目、代田 1～6 丁目、弦巻 1～5 丁目、野沢 1～4 丁目、八幡山 1～3 丁目、羽根木 1～2 丁目、深沢 1～8 丁目、船橋 1～7 丁目、松原 1～6 丁目、三宿 1～2 丁目、宮坂 1～3 丁目、用賀 1～4 丁目、若林 1～5 丁目

【品川区】

上大崎 1～4 丁目

【千代田区】

紀尾井町、麴町 1～6 丁目、五番町、永田町 1～2 丁目、二番町、隼町、平河町 1～2 丁目
その他、上記以外の地域は要相談とする。

《緊急時における対応方法》

- 第十条 (1) 理学療法士等は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。手当て等を行った際に生じた費用を請求する場合があります。
- (2) 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医、介護支援専門員等に報告しなければならない。

《相談・苦情処理》

- 第十一条 (1) 事業者は、利用者からの指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応致します。
- (2) 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

《サービス利用に当たっての留意事項》

- 第十二条 (1) 事業所は、利用者が指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)について、以下のとおり規程する。
- ① 個々の自主訓練において、理学療法士等により使用の許可された以外の器具の使用は、控えて下さい。
 - ② 体調不良の場合は、事前にお知らせ下さい。訓練中の場合は、その都度お知らせ下さい。
 - ③ 非常災害により、通所リハビリテーションの実施が困難な場合もございますので、ご了承ください。

《非常災害対策》

- 第十三条 (1) 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う体制を整備する。
- ① 非常災害時の関係機関への通報
自動火災通報装置整備
 - ② 避難、救出その他必要な訓練
防火管理者 1 名配置
年 2 回避難訓練

《虐待防止に関する事項》

- 第十四条 (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものと致します。
- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - ② その他虐待防止のために必要な措置。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものと致します。

《その他運営についての重要事項》

第十五条 (1) 事業所は、理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修

採用後1ヶ月以内

② 継続研修年2回

(2) 理学療法士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。

(4) いかなる状況においても、居宅要支援者等の自由を制限するような身体拘束は行わない。

(5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は原宿リハビリテーション病院内での協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。